

連合北海道札幌地区連合会／さっぽろ 労働相談センター
札幌圏雇用センサス 2017年10月の相談状況
「職場は地域と次世代への資産、誠心誠意全力で管理・維持しよう」

1. 2017年10月相談概況

年 月 \ 項 目	相談者 (人)	相談件数 (件)	一人当たり相談件数 (件)
2017年10月	82人	123件	1.50件
2017年 9月	73人	106件	1.45件
2016年10月	72人	130件	1.81件

(1) 相談者の状況

- 資料-1 「2017年 雇用形態別 相談者数 月別集計」
 資料-2 「2017年10月 相談件数 (雇用形態別)」
 資料-3 「2017年10月 相談者数 (雇用形態・男女、業種別)」
 資料-4 「2017年10月 相談件数 (業種別)」

- ① 今月の相談者は正社員(「社員」と同意、以下同じ)43人(男36人・女7人)に対して期限付き雇用契約社員(「契約、パート、臨時・アルバイト、嘱託、季節、派遣」の総称以下同じ)は38人、分類不能1人です。

相談者の男女別では男性52人に対して女性は30人です。

相談者に占める正社員・男性の比率は63.4%に達しています。

【雇用形態別 相談者数・相談件数・1人当たり相談件数】

	男	社員	契約	パート	臨時 アルバイト	嘱託	季節	派遣	分類不能	その他
	人数	52	36	4	1	8	0	2	1	0
件数	81	51	6	1	18	0	3	2	0	0
計	1.56	1.42	1.50	1.00	2.25	0	1.50	2.00	0	0

	女	社員	契約	パート	臨時 アルバイト	嘱託	季節	派遣	分類不能	その他
	人数	30	7	2	18	2	0	0	0	1
件数	42	13	2	22	4	0	0	0	1	0
計	1.40	1.86	1.00	1.22	2.00	0	0	0	1.00	0

	男女	社員	契約	パート	臨時 アルバイト	嘱託	季節	派遣	分類不能	その他
人数	82	43	6	19	10	0	2	1	1	0
件数	123	64	8	23	22	0	3	2	1	0
計	1.50	1.49	1.33	1.21	2.20	0	1.50	2.00	1.00	0.00

相談件数は男81件（1.56件／1人）、女性42件（1.40件／1人）、全体では123件（1.50件／1人）となっています。相談者及び相談件数ともに正社員が全体の半数強をしめています（43人・64件・1.49件／1人）。

② 業種別相談状況は次のとおりです。

- 「卸・小売・飲食店」 （18人・28件 1.56件／1人）
- 「医療・福祉・医薬品業」 （10人・15件 1.50件／1人）
- 「製造業」 （10人・15件 1.50件／1人）
- 「その他サービス業」 （9人・18件 2.00件／1人）
- 「ビル管理・警備業」 （8人・9件 1.13件／1人）
- 「陸運・倉庫業」 （7人・12件 1.71件／1人）

この6業種に人数・件数ともに相談全体の7割以上が集中しています。

集計対象の20業種のうち15業種に相談が分布しています。それぞれの業種分類のうち、「卸・小売業・飲食店」では飲食店・コンビニ・ホテルの職場、「医療・福祉・医薬品業」では介護施設職場、「その他サービス業」では印刷業、「ビル管理・警備業」では清掃業、「陸運・倉庫業」では事務職からの相談が目立ちます。

【業種別・雇用形態別 相談者数／業種別相談件数】

	人数計	社員	契約	パート	アル バイト	嘱託	季節	派遣	その他	相談 件数	1人/ 件数
A 農林漁業・協同組合	3	0	1	0	0	0	2	0	0	4	1.33
B 食品加工業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00
C 鉱業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00
D 建設・設計・重機業	5	5	0	0	0	0	0	0	0	6	1.20
E 製造業	10	8	0	1	1	0	0	0	0	15	1.50
F エネルギー・水道業	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1.00
G 通信・報道・IT業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00
H 交通業	1	1	0	0	0	0	0	0	0	3	3.00
I 陸運・倉庫業	7	5	0	1	0	0	0	1	0	12	1.71
J 卸・小売業・飲食店	18	3	0	7	8	0	0	0	0	28	1.56
K 商品斡旋・リース業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00

L 金融・保険・不動産業	5	3	1	1	0	0	0	0	0	6	1.20
M 医療・福祉・医薬品業	10	6	0	4	0	0	0	0	0	15	1.50
N ビル管理・警備業	8	4	1	3	0	0	0	0	0	9	1.13
O 労働者派遣業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00
P 教育・学校業	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2	2.00
Q 会計・行政・法律事務所	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1.00
R その他サービス業	9	5	1	2	1	0	0	0	0	18	2.00
S 公務・公共サービス	2	1	1	0	0	0	0	0	0	2	1.00
T 分類不能・その他	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1.00
合計	82	43	6	19	10	0	2	1	1	123	1.50

- (2) 相談項目について 資料-2 「2017年10月 相談件数 (雇用形態別)」
資料-4 「2017年10月 相談件数 (業種別)」
資料-5 「2017年・月別集計 相談件数 (相談項目別)」

寄せられた相談項目は次のとおりです。

- 「賃金関係」 27件 (不払残業・割増未払 10件 月例賃金未払 5件 一時金 3件
最賃 5件 その他 4件)
- 「差別等」 19件 (嫌がらせ・パワハラ 18件 その他差別 1件)
- 「労働時間関係」 19件 (年次有給休暇 16件 休日・休暇 3件)
- 「雇用関係」 18件 (解雇・退職強要・契約打切 11件 合理化・倒産・閉鎖 1件
解雇予告手当 4件 その他 2件)
- 「労働契約関係」 16件 (就業規則・雇用契約 10件 その他契約 4件 配転・出向・転勤 2件)
- 「退職関係」 7件 (退職金・退職手続 7件)
- 「保険・税」 6件 (雇用・労災 3件 健康保険・厚生年金 2件 その他 1件)
- 「その他」 5件 (経営問題・労務管理 3件 上記以外の相談 1件 職業紹介求人 1件)
- 「安全衛生」 5件 (労働災害 4件 その他安全衛生 1件)
- 「労働組合関係」 1件 (不当労働行為 1件)

相談件数合計 123件

本年7月期の状況と同様に全ての項目に相談が寄せられました。

「賃金関係」、「差別等」、「労働時間関係」、「雇用関係」及び「労働契約関係」に相談が集中し全体の80%を超えています。「賃金関係」と「労働時間関係」の相談に関連し最低賃金適用の問い合わせや未払い残業手当の計算と請求方法等に相談が寄せられています。また、年次有給休暇取得方法や賃金補償の内容について問い合わせが多く寄せられました。

「差別等」と「雇用関係」は職場内の嫌がらせ・パワハラについて退職後に損害を求める相談が目立ちました。「労働契約関係」は雇用契約書が確認できないという相談が多く寄せられました。また、労働契約に定められた業務以外の業務を求められるものや、パートタイマー等正社員以外の従業員への配転・出向についての相談

が目立ちました。

(3) 相談内容の違法状況について

資料－6 2017年10月 違法件数（雇用形態別）
資料－7 2017年 月別集計 違法件数（相談項目別）
資料－8 2017年10月 違法件数（業種別）

82人から寄せられた123件の相談中、違法と判断される項目は57件となっています。違法率は46.3%です。違法率は今年7月の50%を下回る最低値となりました。

【項目別違法件数の分布】

項目	違法件数	違法率	全相談件数
労働時間関係	9件	47.3%	19件
賃金関係	12件	44.4%	27件
労働契約関係	8件	50.0%	16件
雇用関係	10件	55.5%	18件
保険・税関係	3件	50.0%	6件
その他(経営問題・労務管理・その他)	1件	20.0%	5件
差別等	11件	57.8%	19件
退職関係	1件	14.2%	7件
安全衛生	1件	20.0%	5件
労働組合関係	1件	100.0%	1件
総 数	57件	46.3%	123件

違法率は今年の下位から4番目という状況です。

業種別に相談内容検証すると「卸・小売業・飲食店」、「その他サービス業」には人手不足が影響し休日・休憩、有給休暇の取得を断られるという内容が目立ちます。明らかな違反ですが、期限付き雇用契約という不安定な立場であり違反の指摘や是正を求めることができないという声が寄せられました。

また、その他サービス業の中、印刷関連業務には長時間労働や雇用契約上の約束が守られていない、一時金（賞与）不支給を内容とする相談が見られました。

2. 2017年10月の雇用情勢

相談者・相談件数とも今年最高の数となりましたが、違法率は今年で最も低い数値となりました。今年の7月と同様の傾向ですが違法件数が少なく相談の大半が制度の問い合わせや労務管理の在り方へのアドバイスを求めるものが大半を占めています。

選挙期間中に寄せられる労働相談は問い合わせが多くなる傾向にありますが、今回の第48回衆議院選挙運動期間中は「働き方改革」に関わる報道も多く、大半が労働時間

規制緩和に関わることから、労働時間管理、残業手当計算及び就業規則に定める内容等について相談が寄せられました。また、10月1日から北海道最低賃金が24円引き上がり810円に改定されことに対する問い合わせも多く寄せられています。

労働者以外からの相談もあり、職場の労務管理の中心となるスタッフ的管理職からの相談が問い合わせとして寄せられています。社内に問い合わせする場所もなくまた、研修する機会もないことから、やむを得ず問い合わせたという状況です。

「差別等」の相談は「嫌がらせ・パワハラ」に関するものに集中しています。違法率が57.8%と低いようにも見えますが、件数は19件と賃金関係に次いで多く、深刻な内容が多く含まれています。「嫌がらせ・パワハラ」を原因として退職し、相当な期間が経過しているとはいえ健康が回復しないこと、加えて健康回復には「嫌がらせ・パワハラ」に対する精算が必要であるとの思いが心に強く残り、会社からの賠償・謝罪を求めたいと強く念ずる状況も数件見られます。

職場が生産の現場であること、社会生活の中の貴重な時間を費やす場所であることを意識しなければならないと強く感じる状況です。職場は地域と次世代への資産として引き継ぐことが必要です。誠心誠意、全力で管理し維持していきましょう。

以 上